

# ●定額給付金・子育て応援特別手当について

申請期限は、平成21年10月6日までとなっています。

該当する世帯主あてにお送りした申請書(請求書)に、必要事項を記入のうえ押印し、必要書類を添付のうえ早めに申請してください。

## 【申請にあたっての注意事項】

- 申請書に次の書類が添付されていないと定額給付金の給付を受けられませんので、ご注意ください。
  - ①世帯主本人確認の書類の写し ※代理人により申請する場合は、代理人のもの  
※外国人登録されている方は、外国人登録証明書の写しに限ります
  - ②世帯主名義の口座番号等の確認書類の写し ※代理人により受給する場合は、代理人のもの
- 申請期限までに申請が行なわれなかった場合、定額給付金を辞退したものとみなします。
- 申請書の不備による振込不能等が原因で給付ができなかった場合、町が確認等を行なった上で、なお必要な修正ができなかったときは、申請は取り下げられたものとみなします。

## 【定額給付金の概要】

- ◆支給対象者◆ 基準日(平成21年2月1日)において、次のいずれかに該当する方
  - ①利府町の住民基本台帳に記載されている方
  - ②利府町の外国人登録原票に登録されている方(短期滞在の資格で在留する者、不法滞在者を除く)
- ◆給付額◆ 給付対象者1人につき12,000円です。(ただし、基準日において65歳以上の方及び18歳以下の方については、1人につき20,000円となります)
- ◆受給者◆ 申請及び受給は世帯主となります。ただし、代理で申請、受給することもできます。外国人登録原票に登録されている方は、登録者となります。

### ▼問い合わせ先

総務課 総務管理班

☎(767)2112

FAX(767)2101

Eメール teigaku@rifu-cho.com

## 【子育て応援特別手当の概要】

- ◆対象になる子ども◆  
基準日(平成21年2月1日)において利府町に住民登録をしている小学校就学前3年間に該当する子ども(生年月日が平成14年4月2日~平成17年4月1日まで)であって、第2子以降の子どもが対象になります。  
※第2子の判定は、18歳以下の子ども(生年月日が平成2年4月2日以降)の中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。また、第1子と支給対象になる子どもが別居している場合も、同じ方に扶養されている場合は支給対象になります。
- ◆手当額◆ 対象になる子ども1人あたり36,000円です。支給は1回限りです。
- ◆受給者◆ 申請及び受給は世帯主になります。ただし、代理で申請、受給することもできます。外国人登録原票に登録されている方は、登録者となります。

### ▼問い合わせ先

生活環境課 町民窓口班

☎(767)2118

FAX(767)2104

Eメール madoguti@rifu-cho.com

## 【現金給付についてのお知らせ】

定額給付金、子育て応援特別手当については、原則として口座払いで行なっていますが、口座を持っていないなどの理由で、口座での受け取りができない方を対象に現金での給付を6月1日から行ないます。給付にあたっては、次の書類が必要になります。

- 申請書(世帯主あてにすでに送付してあるもの)
- 本人確認書類
  - ・運転免許証、住民カード、各種保険証など本人を確認できるもの。  
(代理人が受け取る場合は、代理人のものが必要になります。この場合、委任欄をご記入ください)
  - ・印鑑(受領の際必要になります。朱肉により押印するものに限りです)※代理ができる方は、申請書に記載されている同一世帯の方に限りです。  
なお、ご不明な点はお問い合わせください。